

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫
 (証 券 コー ド 4725 東 証 1 部)
 問 合 先 執 行 役 員
 責 任 者 経 営 管 理 本 部 長 大 塚 直 義
 (電 話 0 3 - 6 6 6 7 - 8 0 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 26 日開催の第 43 回定時株主総会へ、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という）」が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が株式等振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されたことに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿については決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないため、附則に所要の規定を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分です。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 <u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除) (単元株式数)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u> <u>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式については、株券を発行しない。</u>	(単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u> (削除)
(単元未満株式についての権利) <u>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる</u>	(単元未満株式についての権利) <u>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ</u>

<p>権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式名簿管理人</u>を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>とができない。</p> <p>①会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 2 2 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

以上

■お問い合わせ先 : 株式会社 シーエーシー
 広報 IR グループ
 東京都中央区日本橋箱崎町 24-1
 TEL : 03-6667-8010